

京都市区役所事務分掌規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和5年2月20日

京都市長 門川大作

京都市規則第56号

京都市区役所事務分掌規則等の一部を改正する規則

(京都市区役所事務分掌規則の一部改正)

第1条 京都市区役所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第6条第3項子どもはぐくみ室の款第28号を同款第29号とし、同款第27号の次に次の1号を加える。

(28) 出産・子育て応援給付金の支給に係る申請に関すること。

(京都市区役所支所事務分掌規則の一部改正)

第2条 京都市区役所支所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第6条第3項子どもはぐくみ室の款第28号を同款第29号とし、同款第27号の次に次の1号を加える。

(28) 出産・子育て応援給付金の支給に係る申請に関すること。

(京都市区役所出張所事務分掌規則の一部改正)

第3条 京都市区役所出張所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第5条第2項中第67号を第68号とし、第66号を第67号とし、第65号の次に次の1号を加える。

(66) 出産・子育て応援給付金の支給に係る申請に関すること。

(京都市事務分掌規則の一部改正)

第4条 京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第13条子ども若者未来部の款子ども家庭支援課の項中第42号を第44号とし、第37号から第41号までを2号ずつ繰り下げ、第36号の次に次の2号を加える。

(37) 出産・子育て応援事業に関する事務の統轄に関すること。

(38) 出産・子育て応援給付金の支給に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)